

自治会LED防犯灯の設置に対する補助について

平成28年11月28日

北栄町総務課

町補助制度の概要

自治会、商店街組合等が新設するLED防犯灯の設置費の一部を補助します。

(※ LED防犯灯設置に伴う既存の防犯灯設備の撤去・処分は対象外です。)

＜補助金額＞

- ・蛍光灯形 設置費の2/3 (1灯あたり上限 20,000円)
- ・水銀灯型 設置費の3/4 (1灯あたり上限 170,000円)

※事業着手の時期：事業着手は、補助申請後、交付決定通知を受けてから実施してください。交付決定前の着手は補助対象外となります。
設置の予定がありましたら、事前に総務課にご相談ください。

参考

町公設防犯灯の設置基準

- 主要道路（国道）、県道、幹線町道、町道及び小学校・中学校通学路）上で、付近に民家が少なく、かつその主な受益範囲が複数の自治会住民に及ぶため、自治会等防犯灯を設置することが困難な位置にあり、町長が必要と認める箇所
- 公共建設物若しくは公共施設構内又はその周辺 50m 以内の地点で町長が必要と認める箇所
- その他、町長が特に必要と認める箇所
- 公設防犯灯と公設防犯灯の距離は、原則として 50m 程度であること



自治会で防犯灯を設置することができない場所に限り、町が防犯灯を設置します。

自治会等防犯灯と公設防犯灯の比較

	自治会等防犯灯	公設防犯灯
設置場所	自治会住民のために自治会区域内の必要な場所に設置	公設防犯灯設置基準により設置
設置費	自治会の負担で設置。 ※町からの補助金あり。	町の予算で設置
管理・修繕	自治会が実施	町が実施
電気代	2/3 を自治会が負担。1/3 を町が補助。	町が全額負担

お問い合わせ先

北栄町総務課情報防災室 電話 37-3111